

保護者 様

岡山県立笠岡商業高等学校長

高校生等教育給付金（新入生に対する一部早期給付）のご案内

岡山県では、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業を活用し、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得者世帯（非課税世帯等）に対し返還不要の給付金年額の4分の1を早期に支給します。

新入生のうち一部早期給付を希望される場合は、下記のとおり必要書類をご提出ください。

次表の対象世帯区分①、②のうち、該当する書類をご提出ください。

対象世帯区分	保護者等が岡山県内に住所を有し、 高等学校等に在学する高校生等がいる世帯のうち	
	対象世帯区分① 生活保護受給世帯 (令和7年4月1日現在で生業扶助を受給している世帯)	対象世帯区分② 保護者等の道府県民税・市町村民税所得 割額が非課税である世帯
給付金額（年額）	32,300円	143,700円
一部早期給付額	8,075円	35,925円
提出書類	1 申請書(※1) 2 生業扶助受給証明書(様式2) 3 口座振替申出書兼委任状(様式5)	1 申請書(※1) 2 口座振替申出書兼委任状(様式5) 3 個人番号カード(写)貼付台紙(※2)
提出期限	令和7年6月11日(水) 必着	
提出方法	同封の茶色の封筒に入れて、事務室へ提出	

※令和7年4月1日現在の状況により支給が決定されます。

※支給年額の残額部分については、9月以降再度申請が必要です。お急ぎでない場合は、9月頃に学校から案内のある通常の申請を行ってください。

※税額等の確認は、高等学校等就学支援金の申請の際に提出された個人番号を基に岡山県が行うため、原則として、課税証明書等の提出は不要です。

※「高校生等」とは、平成26年4月1日以降に入学した者を指します。

(※1)申請書とは、高校生等教育給付金受給申請書(様式1)のことをいいます。

(※2)個人番号カード(写)貼付台紙は、高等学校等就学支援金のオンライン申請で個人番号を提出されていない場合に提出が必要です。